

◎新潟県教育委員会告示第4号

新潟県文化財保護条例（昭和48年新潟県条例第33号）第6条第3項の規定により、次の物件の新潟県文化財指定を解除する。

令和2年3月27日

新潟県教育委員会 教育長 稲 荷 善 之

第6条第3項の規定による指定の解除

種別	名称	員数	所在地	所有者・管理者
有形文化財 (彫刻)	木造毘沙門天立像	1 軀	魚沼市佐梨433	円福寺